

## 日向市立図書館における弁償を要する資料汚損・破損等の基準について

●図書館の資料等を紛失、破損した場合は、速やかにご連絡ください。

(資料の盗難や災害による紛失・破損は、弁償免除の可能性あります。)

●破れたり、汚れたりした場合は、自分で修理をせずにそのまま図書館にお持ちください。

●相互貸借の借受資料については、貸出館の基準に従うこととなります。

### 1 活字資料(本、雑誌等)の弁償基準

|      | 弁償の対象                  | 資料の状態                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 水濡れ(雨・結露等による)          | ① 返却時に濡れている場合。<br>(返却時に部分的に濡れているものは、原則として利用者に乾かしてもらい状態を確認する)<br>② 波打ち、ページに歪み等、形状が変わった場合。<br>③ 色がついたもの、変色した場合。<br>④ カビが発生した場合。<br>⑤ 濡れて乾いた後、ページが接着した場合。                                         |
| (2)  | 汚れ、染み、食べかす等            | ① お茶・コーヒー等飲食物により染み等の汚れが付着した場合。<br>② 血液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着した場合。<br>③ 汚れ等の付着により、ページが接着した場合、及び接着面を剥がしたことによりページが欠損した場合。                                                                   |
| (3)  | 書き込み(落書き、線引き、○印等)      | ① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー・墨・絵の具等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合。<br>② 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、書き込み跡が残り利用上支障が出る場合。<br>③ 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことにより、絵や写真、文字等印刷部分が退色したり汚れたり、ページが破損した場合。 |
| (4)  | 資料のページ破れ・欠落            | ① 修理しても読むのに支障が出る場合。                                                                                                                                                                            |
| (5)  | 折り癖                    | ① 折り直しても、資料の形状が変わるほど、膨らんでしまう場合。<br>② 利用および保存に差し支える程度に、しわが寄っている場合。                                                                                                                              |
| (6)  | 噛み(咬み)跡                | ① ペット、人が噛んだため、噛み跡や傷が生じて破損した場合。<br>② ペット、人が噛んだため、衛生上問題があると判断された場合。                                                                                                                              |
| (7)  | 遺物の挟み込み等               | ① 毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれた状態で、異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っている場合。                                                                                                                                           |
| (8)  | におい、べたつき               | ① 悪臭、香水等の匂いが取れない場合。<br>② 付箋紙等のなどでべたつきが取れなかったり、ページの開閉に支障がある場合。                                                                                                                                  |
| (9)  | 表紙の破損(ブッカー傷、焦げ跡、穴開き等)  | ① ブッカーの下(表紙、本体)まで損傷しているもの。<br>② タバコ、鍋、アイロン等の焦げ跡がついた場合。                                                                                                                                         |
| (10) | 型紙・地図等資料の付録(貼付済み付録を含む) | ① 紛失又は一部欠落により、仕様に支障がある場合。<br>※版も含めて同じ資料であれば、付録のみ弁償できる。                                                                                                                                         |
| (11) | CD等の電子付録               | ① 破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合。<br>② 再生機器で再生できない状態になった場合。また、再生の際に、機器に故障が生じる恐れがある場合。<br>※版も含めて同じ資料であれば、付録のみ弁償できる。                                                                           |

|      | 弁償の対象           | 資料の状態                                               |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------|
| (12) | 相互貸借の借用資料の汚損、破損 | ① 借用したときの状態と異なる場合は、原則として弁償。<br>② 判断に迷う場合は、借用館に確認する。 |
| (13) | その他、弁償となる場合     | ① 利用者の故意又は過失により、利用、保存に供することが困難と判断する場合。              |

## 2 視聴覚資料(CD, DVD, ビデオ、カセット等)の弁償基準

|     | 弁償の対象           |                                                                                |
|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 汚破損             | ① 破損等により、ひびが入る、割れるなど、形状が元の状態でない場合。<br>② 汚損の場合は、1に準じる。                          |
| (2) | 再生不能            | ① 再生機器で再生できない状態になった場合。                                                         |
| (3) | 機器への影響          | ① 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合。                                                       |
| (4) | 内容の変換           | ① DVDの上書き録画等、元の内容を変換した場合。                                                      |
| (5) | 歌詞カード、解説書類、ケース類 | ① 歌詞カード、解説書等付録の汚損・破れについては、1に準じる。<br>② 視聴覚資料のケースだけの汚破損については、再生可能かを確認の上、厳重注意とする。 |